

年金請求書提出までの流れ



障害年金制度の説明と病歴の確認

- ◇ 障害年金制度について（障害年金ガイドにより障害年金制度説明）
- ◇ 請求される病気やけがに関して、発病から現在までの病状や通院歴など病歴の確認

お客様にご用意
いただくもの

- ① “受診状況等証明書” は、一番初めに診療を受けた医療機関において記入・証明を受けてください。
※証明書費用はお客様の自己負担となります。
- ② “病歴・就労状況等申立書” をご記入ください。
※記入内容などでお困りの箇所がある場合は、職員にご相談ください。



初診日と納付状況の確認

- ◇ “受診状況等証明書” などにより初診日を確認
- ◇ 初診日の前々月までの被保険者期間中に一定以上の保険料を納めているか確認



障害認定日の確認と必要な書類の案内

- ◇ 障害認定日および認定日請求・事後重症請求（請求方法）の確認
- ◇ “診断書” や住民票など請求に必要な書類を案内

お客様にご用意
いただくもの

- ① “診断書” は、医療機関にて記入・証明を受けてください。
（いつの時点の障害の状態を記入した診断書が必要か職員がご案内します）
- ② その他、必要添付書類をそろえてください。
（必要な書類は職員がご案内します）

年金請求書と必要書類の提出

提出から審査結果のお知らせが届くまでの目安

障害基礎年金で3カ月、障害厚生年金で3カ月半

やむを得ずその期間を超えてしまう場合は、あらためてご連絡いたします。



日本年金機構
Japan Pension Service